

## 『非居住者の含み益水際で課税 租税回避防止強化へ』

報道によると財務省は、一定以上の資産を有する富裕層が出国し非居住者となる場合に、出国時の含み益に特例的に課税する措置を講じる方針を固めた。早ければ平成27年度税制改正で対応する。

租税条約上、株式等の含み益は、株式等を売却した人が居住している国に課税権があるとされているが、巨額の含み益がある株式等を保有したままキャピタルゲインへの課税がない国へ出国して非居住者となり、その後売却すると税負担の回避が可能となる。米英独仏などの先進諸国では、既に特例的な課税を実施。ただ、納税資金が十分でない可能性があることなどから多くの国で延納制度や納税猶予制度が設けられているほか、出国後一定期間内に売却せず帰国した場合は課税を免除する国もある。9月に公表されたOECDのBEPS行動計画の第一弾報告書では、条約との関係で国内法が確実に適用できるよう適切な措置を講じるよう各国に勧告。特例を租税回避防止措置（二重非課税の防止）と位置づけており、日本での改正もこの勧告に沿ったものとなる。日本からキャピタルゲイン非課税国への永住者は増加傾向にあり、シンガポール、香港、ニュージーランド、スイスの4カ国への永住者だけでも平成25年10月時点で1万7,000人以上に上る。

## 『社会保障・税番号制度でHP 国税庁が開設一閲覧可能に』

国税庁はホームページ（HP）に「社会保障・税番号制度について」を開設した。HPにアクセスすればいつでも閲覧が可能。HPは「社会保障・税番号制度の目的」「今後の導入スケジュール」「社会保障・税番号制度の概要」「国税庁の取組」「社会保障・税番号制度の概要について、簡潔に知りたい方へ」「よくある質問（FAQ）」「税務関係書類への番号記載時期を知りたい方へ」「関係法令」「他省庁へのリンクはこちら。」の9項目で構成されている。

国税庁はHP上で「個人番号については、まずは社会保障分野、税分野などに利用範囲を限定して導入される。一方、法人番号については、広く一般に公表されるものであり、官民間問わず様々な用途で活用が可能」と明記した。同制度の導入スケジュールは、平成27年10月から個人番号・法人番号の通知、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策分野で利用を開始する。税分野での利用は「番号法整備法」に基づき、所得税については平成28年分の申告書から、法人税については平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から、法定調書については同年1月以降の金銭等の支払い等に係るものから、申請書等については同年1月以降に提出すべきものから個人番号・法人番号の記載が開始される予定。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会（JPBM） ※本記事・内容の無断転載を禁じます。